

奈良市公報

号 外 第 13 号

平成21年 9 月 7 日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

○徴収事務の委託	1
○市道路線の認定	1
○道路の区域決定	4
○道路の供用開始	6
○歩行者専用道路の指定	8
○固定資産税課税台帳に登録すべき平成21年度の固定資産税の価格等の登録	8
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始	8
○下水道事業受益者負担金の平成21年度賦課対象区域	9
○予防接種の実施	9
○徴収事務及び収納事務の委託	10
○徴収事務の委託	11
○平成21年度一般廃棄物処理実施計画	11
○徴収事務の委託（2件）	20
○自動車臨時運行許可番号の失効	21
○奈良市防災協力事業所登録制度要綱の一部を改正する告示	21
○平成20年度近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表	21
○平成21年度近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表	21

公 営 企 業

○収納事務の委託	22
○奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示	22

告 示

奈良市告示第145号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成21年 4 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市四条大路三丁目1番40号 特定非営利活動法人	奈良市青少年野外活動センター使用料

奈良地域の学び推進
機構
理事長
上中 信幸

2 委託の期間

平成21年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで
(平成21年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を本市の市道路線に認定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成21年 4 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

整理 番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	東部第 389 号線	下狹川町 1547番1地先 から	下狹川町 1532番1地先 まで	L= 110.0 W= 4.8～6.5
2	南部第 686 号線	八条五丁目 437番41地先 から	八条五丁目 437番33地先 まで	L= 62.0 W= 6.0
3	南部第 687 号線	八条五丁目 437番21地先 から	八条五丁目 437番30地先 まで	L= 75.0 W= 6.0～8.0
4	南部第 688 号線	東九条町 286番1地先 から	東九条町 305番6地先 まで	L= 227.0 W= 6.2
5	北部第 720 号線	法蓮町 1921番123地先 から	法蓮町 1921番133地先 まで	L= 63.0 W= 6.0～8.0
6	北部第 721 号線	法蓮町 930番20地先 から	法蓮町 930番16地先 まで	L= 48.0 W= 6.0～8.0
7	北部第 722 号線	西木辻町 151番6地先 から	西木辻町 161番16地先 まで	L= 130.0 W= 4.0～6.0
8	北部第 723 号線	西木辻町 151番8地先 から	西木辻町 151番15地先 まで	L= 55.0 W= 6.0～8.0
9	北部第 724 号線	東紀寺町一丁目 703番30地先 から	東紀寺町一丁目 703番99地先 まで	L= 275.0 W= 6.0～9.0
10	北部第 725 号線	東紀寺町一丁目 703番28地先 から	東紀寺町一丁目 703番6地先 まで	L= 144.0 W= 6.0～8.0
11	北部第 726 号線	東紀寺町一丁目 703番73地先 から	東紀寺町一丁目 703番76地先 まで	L= 52.0 W= 6.0～8.0
12	北部第 727 号線	東紀寺町一丁目 703番90地先 から	東紀寺町一丁目 703番79地先 まで	L= 34.5 W= 6.0～8.0
13	北部第 728 号線	東紀寺町一丁目 703番99地先 から	東紀寺町一丁目 703番85地先 まで	L= 89.0 W= 6.0～8.0
14	北部第 729 号線	高畑町 4番5地先 から	高畑町 6番2地先 まで	L= 44.8 W= 6.0～8.0
15	中部第 1467 号線	神功四丁目 25番20地先 から	神功四丁目 25番19地先 まで	L= 66.5 W= 6.0
16	中部第 1468 号線	押熊町 2123番14地先 から	押熊町 2123番42地先 まで	L= 18.4 W= 6.0
17	中部第 1469 号線	押熊町 1587番63地先 から	押熊町 1587番52地先 まで	L= 150.6 W= 6.0
18	中部第 1470 号線	押熊町 1587番37地先 から	押熊町 1587番17地先 まで	L= 306.0 W= 6.0
19	中部第 1471 号線	押熊町 2269番253地先 から	押熊町 2269番257地先 まで	L= 43.1 W= 6.0～8.0
20	中部第 1472 号線	押熊町 708番2地先 から	押熊町 700番12地先 まで	L= 112.4 W= 6.0
21	中部第 1473 号線	敷島町一丁目 542番26地先 から	敷島町一丁目 542番24地先 まで	L= 33.8 W= 6.0～8.0
22	中部第 1474 号線	中山町 23番3地先 から	中山町 21番6地先 まで	L= 36.0 W= 6.0～8.0
23	中部第 1475 号線	秋篠町 1668番3地先 から	秋篠町 1668番10地先 まで	L= 66.5 W= 6.0～8.0
24	中部第 1476 号線	宝来町 1065番1地先 から	宝来町 1062番1地先 まで	L= 35.0 W= 9.5
25	中部第 1477 号線	宝来町 1106番1地先 から	宝来町 1300番1地先 まで	L= 423.0 W= 9.5
26	中部第 1478 号線	菅原町 379番5地先 から	菅原町 378番6地先 まで	L= 69.0 W= 5.0～6.0
27	中部第 1479 号線	菅原町 306番15地先 から	菅原町 306番21地先 まで	L= 105.0 W= 6.0
28	中部第 1480 号線	菅原町 255番2地先 から	菅原町 256番2地先 まで	L= 76.4 W= 6.0～8.0
29	中部第 1481 号線	菅原町 257番3地先 から	菅原町 259番7地先 まで	L= 85.1 W= 6.0～8.0
30	中部第 1482 号線	四条大路三丁目 96番9地先 から	四条大路三丁目 93番8地先 まで	L= 115.4 W= 6.0～8.0
31	中部第 1483 号線	五条三丁目 867番9地先 から	五条三丁目 867番6地先 まで	L= 33.0 W= 6.0～8.0
32	中部第 1484 号線	六条西三丁目 1559番13地先 から	六条西三丁目 1559番10地先 まで	L= 41.5 W= 6.0～8.0
33	中部第 1485 号線	七条一丁目 555番13地先 から	七条一丁目 556番5地先 まで	L= 80.6 W= 6.0～8.0
34	中部第 1486 号線	疋田町五丁目 452番1地先 から	疋田町三丁目 464番1地先 まで	L= 90.0 W= 4.0
35	中部第 1487 号線	あやめ池南七丁目 845番20地先 から	あやめ池南七丁目 579番1地先 まで	L= 29.0 W= 6.0～8.0
36	中部第 1488 号線	あやめ池南七丁目 579番1地先 から	あやめ池南七丁目 564番57地先 まで	L= 96.0 W= 6.0
37	中部第 1489 号線	あやめ池南七丁目 564番50地先 から	あやめ池南七丁目 564番45地先 まで	L= 16.0 W= 6.0
38	中部第 1490 号線	あやめ池南七丁目 564番57地先 から	あやめ池南七丁目 538番5地先 まで	L= 212.0 W= 6.0
39	中部第 1491 号線	あやめ池南七丁目 564番66地先 から	あやめ池南七丁目 564番37地先 まで	L= 54.0 W= 6.0
40	中部第 1492 号線	あやめ池南七丁目 555番23地先 から	あやめ池南七丁目 555番34地先 まで	L= 101.0 W= 6.0

整理 番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
61	西部第 1315 号線	二名三丁目 1096番20地先 から	二名三丁目 1096番11地先 まで	L= 36.0 W= 6.0～8.0
62	西部第 1316 号線	富雄北三丁目 433番21地先 から	富雄北三丁目 433番23地先 まで	L= 65.8 W= 6.0～8.0
63	西部第 1317 号線	あやめ池北一丁目 1432番37地先 から	あやめ池北一丁目 1355番1地先 まで	L= 540.0 W= 10.0～71.0

整理 番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
41	中部第 1493 号線	あやめ池南七丁目 555番42地先 から	あやめ池南七丁目 538番5地先 まで	L= 101.0 W= 6.0
42	中部第 1494 号線	あやめ池南七丁目 538番25地先 から	あやめ池南七丁目 542番1地先 まで	L= 110.0 W= 6.0～8.0
43	中部第 1495 号線	あやめ池南七丁目 542番1地先 から	あやめ池南七丁目 538番17地先 まで	L= 18.0 W= 6.0
44	中部第 1496 号線	あやめ池南七丁目 858番17地先 から	あやめ池南七丁目 848番11地先 まで	L= 157.0 W= 4.5～6.0
45	中部第 1497 号線	あやめ池南七丁目 858番18地先 から	あやめ池南七丁目 530番12地先 まで	L= 362.0 W= 4.0～6.0
46	中部第 1498 号線	あやめ池南七丁目 848番38地先 から	あやめ池南七丁目 848番28地先 まで	L= 91.0 W= 6.0
47	中部第 1499 号線	あやめ池南七丁目 564番31地先 から	あやめ池南七丁目 564番29地先 まで	L= 102.0 W= 6.0
48	西部第 1302 号線	百楽園四丁目 2808番56地先 から	百楽園四丁目 2808番95地先 まで	L= 48.4 W= 6.1～8.0
49	西部第 1303 号線	中町 4992番17地先 から	中町 4992番43地先 まで	L= 120.0 W= 4.5～5.5
50	西部第 1304 号線	中町 4992番52地先 から	中町 4992番51地先 まで	L= 27.0 W= 5.0
51	西部第 1305 号線	中町 254番4地先 から	中町 258番134地先 まで	L= 107.5 W= 6.0～11.0
52	西部第 1306 号線	中町 388番1地先 から	中町 408番50地先 まで	L= 332.0 W= 6.0～8.0
53	西部第 1307 号線	藤ノ木台二丁目 492番1地先 から	中町 397番8地先 まで	L= 61.5 W= 6.0～9.0
54	西部第 1308 号線	中町 408番4地先 から	中町 408番39地先 まで	L= 182.0 W= 6.0
55	西部第 1309 号線	学園緑ヶ丘三丁目 5044番8地先 から	学園新田町 2947番11地先 まで	L= 344.0 W= 6.0
56	西部第 1310 号線	学園新田町 3947番9地先 から	学園新田町 3219番16地先 まで	L= 13.0 W= 4.0
57	西部第 1311 号線	三碓五丁目 1814番11地先 から	三碓五丁目 1814番9地先 まで	L= 51.4 W= 6.0～8.0
58	西部第 1312 号線	二名二丁目 2495番8地先 から	二名二丁目 2495番20地先 まで	L= 51.7 W= 7.0～10.0
59	西部第 1313 号線	二名二丁目 2488番2地先 から	二名二丁目 2488番46地先 まで	L= 203.1 W= 7.0～12.0
60	西部第 1314 号線	二名三丁目 1096番18地先 から	二名三丁目 1098番1地先 まで	L= 117.5 W= 6.0～8.0

(平成21年4月1日揭示済)

奈良市告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成21年4月1日

奈良市長 藤原 昭

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	東部第 389 号線	下狹川町 1547番1地先から	下狹川町 1532番1地先まで	L= 110.0 W= 4.8～6.5
2	南部第 686 号線	八条五丁目 437番41地先から	八条五丁目 437番33地先まで	L= 62.0 W= 6.0
3	南部第 687 号線	八条五丁目 437番21地先から	八条五丁目 437番30地先まで	L= 75.0 W= 6.0～8.0
4	南部第 688 号線	東九条町 286番1地先から	東九条町 305番6地先まで	L= 227.0 W= 6.2
5	北部第 720 号線	法蓮町 1921番123地先から	法蓮町 1921番133地先まで	L= 63.0 W= 6.0～8.0
6	北部第 721 号線	法蓮町 930番20地先から	法蓮町 930番16地先まで	L= 48.0 W= 6.0～8.0
7	北部第 722 号線	西木辻町 151番6地先から	西木辻町 161番16地先まで	L= 130.0 W= 4.0～6.0
8	北部第 723 号線	西木辻町 151番8地先から	西木辻町 151番15地先まで	L= 55.0 W= 6.0～8.0
9	北部第 724 号線	東紀寺町一丁目 703番30地先から	東紀寺町一丁目 703番99地先まで	L= 275.0 W= 6.0～9.0
10	北部第 725 号線	東紀寺町一丁目 703番28地先から	東紀寺町一丁目 703番6地先まで	L= 144.0 W= 6.0～8.0
11	北部第 726 号線	東紀寺町一丁目 703番73地先から	東紀寺町一丁目 703番76地先まで	L= 52.0 W= 6.0～8.0
12	北部第 727 号線	東紀寺町一丁目 703番90地先から	東紀寺町一丁目 703番79地先まで	L= 34.5 W= 6.0～8.0
13	北部第 728 号線	東紀寺町一丁目 703番99地先から	東紀寺町一丁目 703番85地先まで	L= 89.0 W= 6.0～8.0
14	北部第 729 号線	高畑町 4番5地先から	高畑町 6番2地先まで	L= 44.8 W= 6.0～8.0
15	中部第 1467 号線	神功四丁目 25番20地先から	神功四丁目 25番19地先まで	L= 66.5 W= 6.0
16	中部第 1468 号線	押熊町 2123番14地先から	押熊町 2123番42地先まで	L= 18.4 W= 6.0
17	中部第 1469 号線	押熊町 1587番63地先から	押熊町 1587番52地先まで	L= 150.6 W= 6.0
18	中部第 1470 号線	押熊町 1587番37地先から	押熊町 1587番17地先まで	L= 306.0 W= 6.0
19	中部第 1471 号線	押熊町 2269番253地先から	押熊町 2269番257地先まで	L= 43.1 W= 6.0～8.0
20	中部第 1472 号線	押熊町 708番2地先から	押熊町 700番12地先まで	L= 112.4 W= 6.0

整理 番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
21	中部第 1473 号線	敷島町一丁目 542番26地先 から	敷島町一丁目 542番24地先 まで	L= 33.8 W= 6.0～8.0
22	中部第 1474 号線	中山町 23番3地先 から	中山町 21番6地先 まで	L= 36.0 W= 6.0～8.0
23	中部第 1475 号線	秋篠町 1668番3地先 から	秋篠町 1668番10地先 まで	L= 66.5 W= 6.0～8.0
24	中部第 1478 号線	菅原町 379番5地先 から	菅原町 378番6地先 まで	L= 69.0 W= 5.0～6.0
25	中部第 1479 号線	菅原町 306番15地先 から	菅原町 306番21地先 まで	L= 105.0 W= 6.0
26	中部第 1480 号線	菅原町 255番2地先 から	菅原町 256番2地先 まで	L= 76.4 W= 6.0～8.0
27	中部第 1481 号線	菅原町 257番3地先 から	菅原町 259番7地先 まで	L= 85.1 W= 6.0～8.0
28	中部第 1482 号線	四条大路三丁目 96番9地先 から	四条大路三丁目 93番8地先 まで	L= 115.4 W= 6.0～8.0
29	中部第 1483 号線	五条三丁目 867番9地先 から	五条三丁目 867番6地先 まで	L= 33.0 W= 6.0～8.0
30	中部第 1484 号線	六条西三丁目 1559番13地先 から	六条西三丁目 1559番10地先 まで	L= 41.5 W= 6.0～8.0
31	中部第 1485 号線	七条一丁目 555番13地先 から	七条一丁目 556番5地先 まで	L= 80.6 W= 6.0～8.0
32	中部第 1486 号線	疋田町五丁目 452番1地先 から	疋田町三丁目 464番1地先 まで	L= 90.0 W= 4.0
33	中部第 1487 号線	あやめ池南七丁目 845番20地先 から	あやめ池南七丁目 579番1地先 まで	L= 29.0 W= 6.0～8.0
34	中部第 1488 号線	あやめ池南七丁目 579番1地先 から	あやめ池南七丁目 564番57地先 まで	L= 96.0 W= 6.0
35	中部第 1489 号線	あやめ池南七丁目 564番50地先 から	あやめ池南七丁目 564番45地先 まで	L= 16.0 W= 6.0
36	中部第 1490 号線	あやめ池南七丁目 564番57地先 から	あやめ池南七丁目 538番5地先 まで	L= 212.0 W= 6.0
37	中部第 1491 号線	あやめ池南七丁目 564番66地先 から	あやめ池南七丁目 564番37地先 まで	L= 54.0 W= 6.0
38	中部第 1492 号線	あやめ池南七丁目 555番23地先 から	あやめ池南七丁目 555番34地先 まで	L= 101.0 W= 6.0
39	中部第 1493 号線	あやめ池南七丁目 555番42地先 から	あやめ池南七丁目 538番5地先 まで	L= 101.0 W= 6.0
40	中部第 1494 号線	あやめ池南七丁目 538番25地先 から	あやめ池南七丁目 542番1地先 まで	L= 110.0 W= 6.0～8.0
41	中部第 1495 号線	あやめ池南七丁目 542番1地先 から	あやめ池南七丁目 538番17地先 まで	L= 18.0 W= 6.0
42	中部第 1496 号線	あやめ池南七丁目 858番17地先 から	あやめ池南七丁目 848番11地先 まで	L= 157.0 W= 4.5～6.0
43	中部第 1497 号線	あやめ池南七丁目 858番18地先 から	あやめ池南七丁目 530番12地先 まで	L= 362.0 W= 4.0～6.0
44	中部第 1498 号線	あやめ池南七丁目 848番38地先 から	あやめ池南七丁目 848番28地先 まで	L= 91.0 W= 6.0
45	中部第 1499 号線	あやめ池南七丁目 564番31地先 から	あやめ池南七丁目 564番29地先 まで	L= 102.0 W= 6.0
46	西部第 1302 号線	百楽園四丁目 2808番56地先 から	百楽園四丁目 2808番95地先 まで	L= 48.4 W= 6.1～8.0
47	西部第 1303 号線	中町 4992番17地先 から	中町 4992番43地先 まで	L= 120.0 W= 4.5～5.5
48	西部第 1304 号線	中町 4992番52地先 から	中町 4992番51地先 まで	L= 27.0 W= 5.0
49	西部第 1305 号線	中町 254番4地先 から	中町 258番134地先 まで	L= 107.5 W= 6.0～11.0
50	西部第 1306 号線	中町 388番1地先 から	中町 408番50地先 まで	L= 332.0 W= 6.0～8.0
51	西部第 1307 号線	藤ノ木台二丁目 492番1地先 から	中町 397番8地先 まで	L= 61.5 W= 6.0～9.0
52	西部第 1308 号線	中町 408番4地先 から	中町 408番39地先 まで	L= 182.0 W= 6.0
53	西部第 1309 号線	学園緑ヶ丘三丁目 5044番8地先 から	学園新田町 2947番11地先 まで	L= 344.0 W= 6.0
54	西部第 1310 号線	学園新田町 3947番9地先 から	学園新田町 3219番16地先 まで	L= 13.0 W= 4.0
55	西部第 1311 号線	三碓五丁目 1814番11地先 から	三碓五丁目 1814番9地先 まで	L= 51.4 W= 6.0～8.0
56	西部第 1312 号線	二名二丁目 2495番8地先 から	二名二丁目 2495番20地先 まで	L= 51.7 W= 7.0～10.0
57	西部第 1313 号線	二名二丁目 2488番2地先 から	二名二丁目 2488番46地先 まで	L= 203.1 W= 7.0～12.0
58	西部第 1314 号線	二名三丁目 1096番18地先 から	二名三丁目 1098番1地先 まで	L= 117.5 W= 6.0～8.0
59	西部第 1315 号線	二名三丁目 1096番20地先 から	二名三丁目 1096番11地先 まで	L= 36.0 W= 6.0～8.0
60	西部第 1316 号線	富雄北三丁目 433番21地先 から	富雄北三丁目 433番23地先 まで	L= 65.8 W= 6.0～8.0

(平成21年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成21年 4 月 1 日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成21年 4 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	東部第 389 号線	下狹川町 1547番1地先 から	下狹川町 1532番1地先 まで	L= 110.0 W= 4.8～6.5
2	南部第 686 号線	八条五丁目 437番41地先 から	八条五丁目 437番33地先 まで	L= 62.0 W= 6.0
3	南部第 687 号線	八条五丁目 437番21地先 から	八条五丁目 437番30地先 まで	L= 75.0 W= 6.0～8.0
4	南部第 688 号線	東九条町 286番1地先 から	東九条町 305番6地先 まで	L= 227.0 W= 6.2
5	北部第 720 号線	法蓮町 1921番123地先 から	法蓮町 1921番133地先 まで	L= 63.0 W= 6.0～8.0
6	北部第 721 号線	法蓮町 930番20地先 から	法蓮町 930番16地先 まで	L= 48.0 W= 6.0～8.0
7	北部第 722 号線	西木辻町 151番6地先 から	西木辻町 161番16地先 まで	L= 130.0 W= 4.0～6.0
8	北部第 723 号線	西木辻町 151番8地先 から	西木辻町 151番15地先 まで	L= 55.0 W= 6.0～8.0
9	北部第 724 号線	東紀寺町一丁目 703番30地先 から	東紀寺町一丁目 703番99地先 まで	L= 275.0 W= 6.0～9.0
10	北部第 725 号線	東紀寺町一丁目 703番28地先 から	東紀寺町一丁目 703番6地先 まで	L= 144.0 W= 6.0～8.0
11	北部第 726 号線	東紀寺町一丁目 703番73地先 から	東紀寺町一丁目 703番76地先 まで	L= 52.0 W= 6.0～8.0
12	北部第 727 号線	東紀寺町一丁目 703番90地先 から	東紀寺町一丁目 703番79地先 まで	L= 34.5 W= 6.0～8.0
13	北部第 728 号線	東紀寺町一丁目 703番99地先 から	東紀寺町一丁目 703番85地先 まで	L= 89.0 W= 6.0～8.0
14	北部第 729 号線	高畑町 4番5地先 から	高畑町 6番2地先 まで	L= 44.8 W= 6.0～8.0
15	中部第 1467 号線	神功四丁目 25番20地先 から	神功四丁目 25番19地先 まで	L= 66.5 W= 6.0
16	中部第 1468 号線	押熊町 2123番14地先 から	押熊町 2123番42地先 まで	L= 18.4 W= 6.0
17	中部第 1469 号線	押熊町 1587番63地先 から	押熊町 1587番52地先 まで	L= 150.6 W= 6.0
18	中部第 1470 号線	押熊町 1587番37地先 から	押熊町 1587番17地先 まで	L= 306.0 W= 6.0
19	中部第 1471 号線	押熊町 2269番253地先 から	押熊町 2269番257地先 まで	L= 43.1 W= 6.0～8.0
20	中部第 1472 号線	押熊町 708番2地先 から	押熊町 700番12地先 まで	L= 112.4 W= 6.0

整理 番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
41	中部第 1495 号線	あやめ池南七丁目 542番1地先 から	あやめ池南七丁目 538番17地先 まで	L= 18.0 W= 6.0
42	中部第 1496 号線	あやめ池南七丁目 858番17地先 から	あやめ池南七丁目 848番11地先 まで	L= 157.0 W= 4.5～6.0
43	中部第 1497 号線	あやめ池南七丁目 858番18地先 から	あやめ池南七丁目 530番12地先 まで	L= 362.0 W= 4.0～6.0
44	中部第 1498 号線	あやめ池南七丁目 848番38地先 から	あやめ池南七丁目 848番28地先 まで	L= 91.0 W= 6.0
45	中部第 1499 号線	あやめ池南七丁目 564番31地先 から	あやめ池南七丁目 564番29地先 まで	L= 102.0 W= 6.0
46	西部第 1302 号線	百楽園四丁目 2808番56地先 から	百楽園四丁目 2808番95地先 まで	L= 48.4 W= 6.1～8.0
47	西部第 1303 号線	中町 4992番17地先 から	中町 4992番43地先 まで	L= 120.0 W= 4.5～5.5
48	西部第 1304 号線	中町 4992番52地先 から	中町 4992番51地先 まで	L= 27.0 W= 5.0
49	西部第 1305 号線	中町 254番4地先 から	中町 258番134地先 まで	L= 107.5 W= 6.0～11.0
50	西部第 1306 号線	中町 388番1地先 から	中町 408番50地先 まで	L= 332.0 W= 6.0～8.0
51	西部第 1307 号線	藤ノ木台二丁目 492番1地先 から	中町 397番8地先 まで	L= 61.5 W= 6.0～9.0
52	西部第 1308 号線	中町 408番4地先 から	中町 408番39地先 まで	L= 182.0 W= 6.0
53	西部第 1309 号線	学園緑ヶ丘三丁目 5044番8地先 から	学園新田町 2947番11地先 まで	L= 344.0 W= 6.0
54	西部第 1310 号線	学園新田町 3947番9地先 から	学園新田町 3219番16地先 まで	L= 13.0 W= 4.0
55	西部第 1311 号線	三碓五丁目 1814番11地先 から	三碓五丁目 1814番9地先 まで	L= 51.4 W= 6.0～8.0
56	西部第 1312 号線	二名二丁目 2495番8地先 から	二名二丁目 2495番20地先 まで	L= 51.7 W= 7.0～10.0
57	西部第 1313 号線	二名二丁目 2488番2地先 から	二名二丁目 2488番46地先 まで	L= 203.1 W= 7.0～12.0
58	西部第 1314 号線	二名三丁目 1096番18地先 から	二名三丁目 1098番1地先 まで	L= 117.5 W= 6.0～8.0
59	西部第 1315 号線	二名三丁目 1096番20地先 から	二名三丁目 1096番11地先 まで	L= 36.0 W= 6.0～8.0
60	西部第 1316 号線	富雄北三丁目 433番21地先 から	富雄北三丁目 433番23地先 まで	L= 65.8 W= 6.0～8.0

整理 番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
21	中部第 1473 号線	敷島町一丁目 542番26地先 から	敷島町一丁目 542番24地先 まで	L= 33.8 W= 6.0～8.0
22	中部第 1474 号線	中山町 23番3地先 から	中山町 21番6地先 まで	L= 36.0 W= 6.0～8.0
23	中部第 1475 号線	秋篠町 1668番3地先 から	秋篠町 1668番10地先 まで	L= 66.5 W= 6.0～8.0
24	中部第 1478 号線	菅原町 379番5地先 から	菅原町 378番6地先 まで	L= 69.0 W= 5.0～6.0
25	中部第 1479 号線	菅原町 306番15地先 から	菅原町 306番21地先 まで	L= 105.0 W= 6.0
26	中部第 1480 号線	菅原町 255番2地先 から	菅原町 256番2地先 まで	L= 76.4 W= 6.0～8.0
27	中部第 1481 号線	菅原町 257番3地先 から	菅原町 259番7地先 まで	L= 85.1 W= 6.0～8.0
28	中部第 1482 号線	四条大路三丁目 96番9地先 から	四条大路三丁目 93番8地先 まで	L= 115.4 W= 6.0～8.0
29	中部第 1483 号線	五条三丁目 867番9地先 から	五条三丁目 867番6地先 まで	L= 33.0 W= 6.0～8.0
30	中部第 1484 号線	六条西三丁目 1559番13地先 から	六条西三丁目 1559番10地先 まで	L= 41.5 W= 6.0～8.0
31	中部第 1485 号線	七条一丁目 555番13地先 から	七条一丁目 556番5地先 まで	L= 80.6 W= 6.0～8.0
32	中部第 1486 号線	疋田町五丁目 452番1地先 から	疋田町三丁目 464番1地先 まで	L= 90.0 W= 4.0
33	中部第 1487 号線	あやめ池南七丁目 845番20地先 から	あやめ池南七丁目 579番4地先 まで	L= 29.0 W= 6.0～8.0
34	中部第 1488 号線	あやめ池南七丁目 579番1地先 から	あやめ池南七丁目 564番57地先 まで	L= 96.0 W= 6.0
35	中部第 1489 号線	あやめ池南七丁目 564番50地先 から	あやめ池南七丁目 564番45地先 まで	L= 16.0 W= 6.0
36	中部第 1490 号線	あやめ池南七丁目 564番57地先 から	あやめ池南七丁目 538番5地先 まで	L= 212.0 W= 6.0
37	中部第 1491 号線	あやめ池南七丁目 564番66地先 から	あやめ池南七丁目 564番37地先 まで	L= 54.0 W= 6.0
38	中部第 1492 号線	あやめ池南七丁目 555番23地先 から	あやめ池南七丁目 555番34地先 まで	L= 101.0 W= 6.0
39	中部第 1493 号線	あやめ池南七丁目 555番42地先 から	あやめ池南七丁目 538番5地先 まで	L= 101.0 W= 6.0
40	中部第 1494 号線	あやめ池南七丁目 538番25地先 から	あやめ池南七丁目 542番1地先 まで	L= 110.0 W= 6.0～8.0

(平成21年 4 月 1 日揭示済)		専用道路に指定します。 その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。 平成21年 4 月 1 日 奈良市長 藤 原 昭		
奈良市告示第149号 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第 3 項の規定に基づき、次の市道路線を平成21年 4 月 1 日から歩行者				
整理 番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	中部第1468号線	押熊町 2123番14地先から	押熊町 2123番42地先まで	L = 18.4 W = 6.0
2	中部第1495号線	あやめ池南七丁目 542番 1 地先から	あやめ池南七丁目 538番17地先まで	L = 18.0 W = 6.0
3	西部第1310号線	学園新田町 3947番 9 地先から	学園新田町 3219番16地先まで	L = 13.0 W = 4.0
(平成21年 4 月 1 日揭示済)		おり公示します。 その関係図書は、平成21年 4 月 1 日から 2 週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。 平成21年 4 月 1 日 奈良市公共下水道管理者 奈良市長 藤 原 昭		
奈良市告示第150号 固定資産課税台帳に登録すべき平成21年度の固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第 2 項の規定により公示します。 平成21年 4 月 1 日 奈良市長 藤 原 昭 (平成21年 4 月 1 日揭示済)		1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日 平成21年 4 月15日 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域 奈良市三松二丁目、押熊町、今小路町、三条大路二丁目、四条大路二丁目、三条大路三丁目、四条大路三丁目及び藤原町の各一部		
奈良市告示第151号 公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき次のと 3 供用を開始する排水施設の位置				
管 渠 番 号		起 点	終 点	
鳥見第 1 幹線－ 8		奈良市三松二丁目299－ 3	奈良市三松二丁目299－ 2	
鳥見第 1 幹線－ 9		奈良市三松二丁目213－ 1	奈良市三松二丁目254－ 6	
鳥見第 1 幹線－10		奈良市三松二丁目299－ 3	奈良市三松二丁目299－ 3	
鳥見第 1 幹線－11		奈良市三松二丁目299－ 2	奈良市三松二丁目318－ 3	
鳥見第 1 幹線－12		奈良市三松二丁目311－ 3	奈良市三松二丁目465	
押熊第 1 幹線－81		奈良市押熊町2168－ 2	奈良市押熊町2168－ 7	
水門幹線－ 3		奈良市今小路町69－ 3	奈良市芝辻町543－ 4	
平城幹線－17		奈良市三条大路二丁目561－ 6	奈良市三条大路二丁目509－ 5	
平城幹線－18		奈良市四条大路二丁目832－12	奈良市四条大路二丁目848－ 4	
平城幹線－19		奈良市四条大路二丁目832－12	奈良市四条大路二丁目832－ 2	
平城幹線－20		奈良市四条大路二丁目841－ 3	奈良市四条大路二丁目837－ 4	
三条大路幹線－33		奈良市三条大路三丁目507－ 4	奈良市三条大路三丁目507－ 5	
三条大路幹線－34		奈良市四条大路三丁目932－ 4	奈良市四条大路三丁目932－ 3	
藤原幹線－54		奈良市藤原町292－ 2	奈良市藤原町313－ 2	

藤原幹線－55	奈良市藤原町137－ 3	奈良市藤原町126－ 1
藤原幹線－56	奈良市藤原町580	奈良市藤原町586
藤原幹線－57	奈良市藤原町582－ 1	奈良市藤原町582－ 2
藤原幹線－58	奈良市藤原町588－ 1	奈良市藤原町584

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成21年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第152号

奈良市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）第 5 条の規定により、平成21年度の賦課対象区域を次のとおり告示します。

なお、関係図書は平成21年 4 月 1 日から 2 週間本市建設部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成21年 4 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

賦課対象区域（第 1 負担区）

高畑町の一部

賦課対象区域（第 2 負担区）

南紀寺町三丁目の一部	南紀寺町四丁目の一部
南京終町の一部	大森西町の一部
南京終町四丁目の一部	法蓮町の一部
三条栄町の一部	三条宮前町の一部
大安寺三丁目の一部	大安寺六丁目の一部
五条一丁目の一部	尼辻南町の一部
五条町の一部	五条畑一丁目の一部

六条二丁目の一部	七条西町一丁目の一部
西ノ京町の一部	三条大路三丁目の一部
三条大路四丁目の一部	四条大路二丁目の一部
四条大路五丁目の一部	押熊町の一部
中山町の一部	秋篠三和町二丁目の一部
秋篠新町の一部	敷島町一丁目の一部
敷島町二丁目の一部	西大寺新田町の一部
西大寺高塚町の一部	西大寺宝ヶ丘の一部
青野町の一部	若葉台二丁目の一部
西大寺北町四丁目の一部	西大寺竜王町一丁目の一部
宝来四丁目の一部	宝来五丁目の一部
あやめ池南一丁目の一部	あやめ池南二丁目の一部
あやめ池南四丁目の一部	あやめ池北二丁目の一部
あやめ池北三丁目の一部	学園大和町三丁目の一部
鶴舞西町の一部	百楽園二丁目の一部

(平成21年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第153号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定により、次のとおり公告します。

平成21年 4 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・百日せき・破傷風 (三 種 混 合) ジフテリア・破傷風 (二 種 混 合)	生後 3 月から生後90月に至るまでの間にある者	平成21年 4 月10日から 平成22年 3 月31日まで	別紙のとおり
結 核 (B C G)	生後 3 月から生後 6 月に至るまでの間にある者	平成21年 4 月 1 日から 平成22年 3 月31日まで	
麻しん・風しん (MR) 麻しん又は風しん	1 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2 5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの 3 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 4 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	平成21年 4 月10日から 平成22年 3 月31日まで	

日本脳炎	1 平成18年4月1日以前の生まれで生後90月に至るまでの間にある者 2 9歳以上13歳未満の者	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
ジフテリア・破傷風 (二種混合)	11歳以上13歳未満の者	平成21年7月1日から平成22年3月31日まで

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱(37.5℃以上)を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー(即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応)を呈したことが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) BCG接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 過去にけいれんの既往のある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (6) BCGについては、過去に結核疾患との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

4 料金

- (1) 無料
- (2) 予防接種通知書を持参しない者は有料(全額負担)

5 その他

不明な点については、奈良市保健所健康増進課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成21年4月1日揭示済)

奈良市告示第154号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項、同令第158条の2第1項、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第80条の2、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第114条及び介護保険法(平成9年法律第123号)第144条の2の規定により、次のとおり徴収及び収納の事務を委託したので、地方自治法施行令第158条第2項(同令第158条の2第6項により準用する場合を含む。)、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の23第1項、高齢者の医療の確保に関する法律

施行令(平成19年政令第318号)第33条第1項及び介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第45条の7第1項の規定により告示します。

平成21年4月1日

奈良市長 藤原 昭

徴収及び収納事務	市・県民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料(普通徴収分)、後期高齢者医療保険料(普通徴収分)、介護保険料(普通徴収分)
委託者	東京都文京区本郷3丁目33-5 三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長 佐々木 宗平
	東京都千代田区二番町8番地8号 株式会社セブンイレブン・ジャパン 代表取締役社長 山口 俊郎
	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー 株式会社ローソン 代表取締役社長CEO 新浪 剛史
	東京都豊島区東池袋3丁目1-1 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 上田 準二
	愛知県稲沢市天池五反田町1番地 株式会社サークルKサンクス 代表取締役 中村 元彦
	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号 株式会社デイリーヤマザキ 代表取締役社長 田嶋 誠
	東京都千代田区神田錦町1丁目1番地 ミニストップ株式会社 代表取締役社長 阿倍 信行
	東京都港区六本木1丁目8番7号 株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン 代表取締役 相澤 利彦
	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒 真司
	茨城県土浦市小松2丁目13番1号 株式会社ココストアイースト 代表取締役 椎名 浩一

神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社スリーエフ
代表取締役 中居 勝利

群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セーブオン
代表取締役社長 土屋 嘉雄

愛知県名古屋市中区栄1丁目7番34号
株式会社ココストア
代表取締役 盛田 宏

東京都中央区日本橋1丁目1番1号
国分グロースチェーン株式会社
代表取締役社長 藤田 秀一

北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セイコーマート
代表取締役社長 丸谷 智保

東京都港区港南一丁目8番27号日新ビル12階
株式会社しんきん情報サービス
代表取締役社長 小川 善久

熊本県熊本市流通団地二丁目11番地
株式会社エブリワン
代表取締役社長 富田 晋

委託
期間

平成21年4月1日から平成21年12月31日まで

(平成21年4月1日揭示済)

奈良市告示第155号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成21年4月1日

奈良市長 藤 原 昭

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市芝辻町二丁目8番21号 株式会社シティサービス 代表取締役 赤川 義之	奈良市北部出張所駐車場 使用料

2 委託の期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(平成21年4月1日揭示済)

奈良市告示第156号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、平成21年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）第7条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年4月1日

奈良市長 藤 原 昭

1 一般廃棄物の発生状況

(1) 処理計画の範囲 奈良市全域

(2) 一般廃棄物の発生量（推計）（単位：t）

種 類	発 生 量
燃 や せ る ご み	98,924
燃 や せ な い ご み	9,031
再生資源（プラスチック製容器包装）	5,500
再生資源（缶・びん・ペット・紙パック・新聞・雑誌・ダンボール）	5,629
大 型 ご み	3,330
有 害 ご み	4
町内清掃・不法投棄ごみ	1,740
収集前の資源化量（生ごみ堆肥化、古紙回収等）	25,517
計	149,675
収集運搬量（処理量）	124,158
収 集 後 の 資 源 化 量	13,817

動 物 の 死 体	2,400体
し 尿	8,296kl
浄 化 槽 汚 泥	24,596kl
計	32,892kl

2 一般廃棄物の処理方法及びその主体

(1) 家庭から排出される一般廃棄物

種 類	収集・運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	市民の協力義務等
燃やせるごみ（台所ごみ・木くず・再生のできない紙くず・カセットテープ・ビデオテープ等）	週2回収集 (市・委託)	焼却処理（市）	埋立処分（市・委託）	(1) 燃やせるごみ・燃やせないごみ等に分別し、各別の容器（袋を含む）に収納して、決められた日時・場所を持ち出すこと。 (2) 廃棄物が飛散し、流失し、又は悪臭が発散しないようにするとともに、その容器（袋を含む）を常に清潔にし、又は処理を著しく困難にし、処理施設の機能に支障が生ずる物を排出しないこと。
燃やせないごみ（ガラス類・陶器類・金属類・プラスチック製品類等）	月1回収集 (市・委託)	破碎処理（市）	破碎処理後、可燃不適合物は埋立、可燃物は焼却、金属類は資源化（市・委託）	
大型ごみ（家具類・寝具類・電化製品等） ※特定家庭用機器等を除く	電話等申し込みによる収集 (市・委託)	破碎処理（市）	破碎処理後、可燃不適合物は埋立、可燃物は焼却、金属類は資源化（市・委託）	(3) 廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、市の施策に協力すること。
有害ごみ（水銀体温計・蛍光管・乾電池等）	大型ごみの収集の際に収集 (市・委託)	ドラム缶詰（市）	専門業者へ処分委託（委託）	
プラスチック製容器包装	毎週水曜日収集 (市・委託)	選別・梱包（委託）	指定法人へ処分委託（委託）	(4) 家庭から排出される古紙類、布類、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、発泡スチロール製食品トレイ、飲料用紙パック、空き缶の資源化及び再利用可能な物は再利用に努めること。
ガラスびん	月1回収集 (市・委託)	選別・保管（委託）		(5) プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、発泡スチロール製食品トレイ、飲料用紙パック、空き缶等の資源化の際は、資源化不適物等の異物を混入しないこと。
ペットボトル		選別・圧縮（委託）		(6) 商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めること。
発泡スチロール製食品トレイ	公民館等を拠点に収集 (委託)	選別・保管（委託）	資源回収業者・専門業者へ売却 (委託)	(7) ごみ減量に努め、排出する場合には資源循環や分別排出などの適正処理に最大限の責任を負う。
飲料用紙パック	月1回収集 (市・委託)	選別・保管（市）		
空き缶		選別・圧縮（委託）		

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

種 類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	事業者の協力義務等
燃やせるごみ	事業者自らの責任で行うもののほか、市の許可する一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼（排出者・一般廃棄物収集運搬許可業者）	焼却処理・破碎処理及び選別保管（市・委託）	事業者自らの責任で行うもののほかは、埋立処分または専門業者、資源回収業者へ処分委託（市・委託）	(1) 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期使用の可能な製品の開発等を行うこと、容器等の過剰な使用の抑制等を図ることにより、廃棄物の発生を抑制するように努めること。 (2) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、再生利用等を行いその減量に努め、又、製造・販売する製品・容器等が廃棄物となった場合にその処理が困難にならないよう技術開発に努めること。 (3) 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を市が設置する処理施設へ搬入する際は、市長の承認を受けるとともに処分しやすいように大別し、かつ、焼却、圧縮、破碎等の前処理に努めること。 (4) 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力すること。 (5) 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる事業者は、一般廃棄物の減量に関する計画書を毎年 1 回市長に提出すること。 (6) 事業者は許可業者に収集運搬を委託する場合においても分別排出を基本とする契約をすること。
燃やせないごみ				
再生資源				

(3) 動物の死体

種 類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	市民の協力義務等
動物の死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほか、申し出により収集（排出者・市）	焼却処理（市）	埋立処分（市）	自らの責任で処理できない時は、遅滞なく市長に申し出てその指示に従わなければならない。

(4) し尿及び浄化槽汚泥

種 類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	市民事業者の協力義務等
し 尿	おおむね月 1 回収集（委託）	膜分離高負荷脱窒素処理方式及びメタン発酵・堆肥化・焼却処理（市）、月々瀬・都祁地域は高濃度二段活性汚泥法（山辺環境衛生組合）	堆肥化（市） 埋立処分（委託）	(1) し尿の収集開始・廃止・変更の届出は必ず行うこと。 (2) 便槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。
浄化槽汚泥（ディスポーザー汚泥含む）	浄化槽清掃許可業者が浄化槽清掃の際に収集（一般廃棄物収集運搬許可業者）			浄化槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。

- (5) 市が一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物の指定
- ①紙くず
 - ②木くず（パレット及び建設業からの木くずを除く）
 - ③繊維くず
 - ④下水道汚泥
- 3 一般廃棄物処理業の許可
- 一般廃棄物処理業の許可については、「一般廃棄物処理業の許可指針」に基づくものとする。
- 4 処理計画
- (1) ごみ処理実施計画
- ① ごみの排出抑制・再資源化計画
- ア 啓発及び資源化の方法

区分	取り組み	具体的な内容
キャンペーン・イベント等	環境フェスティバル実行委員会	行政と市民団体により環境フェスティバルの運営組織をつくり、活動を展開する。
	ならリサイクルフェスタ（春）環境フェスティバル（秋）	ごみ問題に対する市民意識の高揚と市民全体のごみ減量実践活動として環境清美センターにて毎年春と秋に開催する。
	ごみ減量・リサイクル実践優良団体等表彰制度（地球環境賞）	民間主導型でのごみ減量・リサイクル実践活動の拡大を図るため、市内で実践活動に取り組み、成果をあげている団体や事業所を顕彰する。
	ごみ減量化等啓発作品の募集	廃棄物問題に対する意識啓発を目的に、市内の小・中学校から啓発ポスターを募集し表彰する。
印刷媒体等による啓発	奈良市のごみの分け方と出し方	ごみの処理と分別・リサイクルについて記載したチラシ（英語版・中国語版・韓国語版も有り）を作成する。
	ごみ・再生資源収集カレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市のごみ事典	ごみ種類別の分別基準・排出先・ルール的事典を作成する。
	ごみの出し方Q&A	ごみの分別やリサイクルの取り組み等のパンフレットを転入時に市民課窓口等で配布する。
	啓発用ビデオ・DVDの貸し出し	ごみ減量を啓発する内容のビデオ・DVDを制作し、見学会、学習会等で活用し、又市民からの申し出により貸し出しをする。

家庭から排出される一般廃棄物

リサイクル推進教育	くらしとごみ	小学校4年生を対象にした、社会科学習用副読本を制作し、市内の小学校4年生の生徒全員に配布する。
	市ホームページ	市ホームページを通じてごみの減量、ごみの出し方等を広報する。
	ごみ懇談会	ごみ減量・リサイクル学習会の参加者（OB）が中心になり、ごみ減量などを考え、行動するための組織をつくり、活動を展開する。
	小・中学校での空き缶回収	小・中学校の児童・生徒の環境学習の一環として、空き缶回収を実施する。
	全市での再生資源分別収集	プラスチック製容器包装：週1回。 ガラスびん、空き缶、ペットボトル、飲料用紙パック：月1回収集する。
	公共施設等での再生資源の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所、生涯学習センターにおいて、空き缶・発泡スチロール製食品トレー・ペットボトル・飲料用紙パックの拠点回収を実施する。
	新聞・雑誌・ダンボール・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。
	資源回収作業所での家具等の再生	環境清美センター内の資源回収作業場で、電話受付により回収または市民が持ち込んだ再生可能な家具等を再生する。
	粗大ごみ処理施設等での金属類回収	粗大ごみ処理施設で鉄・アルミ等を回収し資源化する。
	乾電池・蛍光灯等	環境清美工場へ搬入された乾電池・蛍光灯等を資源化する。
再生資源回収	町内清掃草木処理委託	市が収集している町内清掃の草木を市内の処分業許可業者に処理委託し資源化（チップ化）する。
	生ごみ処理機器購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMぼかし専用容器）及び電気式生ごみ処理機の購入者に対し、助成金を交付する。

その他	環境清美工場 見学	奈良市内全小学校 4 年生、一 般及び団体を対象に、工場見 学を実施し、ごみ処理の実態 を知らせることでごみ減量を 啓発する。
	ガス抜き器具 配布	スプレー缶による事故の未然 防止の為希望者にガス抜き器 具を配布する。
	レジ袋の減量	市内のスーパー等レジ袋を大 量に配布する事業所及び市民 にマイバッグ運動を推進する。
事業活動に伴って排出される一般廃棄物 その他	搬入管理の強 化	奈良市環境清美センター搬入 管理要領に従い、センターの 適正管理運営に努める。
	汚泥発酵肥料 (畑楽) の製 作	衛生浄化センター汚泥再生処 理施設のし尿処理工程で発生 する汚泥を生ごみと混合し、 汚泥発酵肥料 (畑楽) を製造 する。
	事業所学習会	多量排出事業所を対象に、ご み処理の現状や実践活動につ いて学習会を行う。
	多量排出事業 所への減量指 導	多量排出事業所に対し、減量 計画書を提出させ、その記載 事項を踏まえた立ち入り指導 を行う。

イ 収集前の資源化量

区 分		資源化量 (単位 t / 年)
資源化	生ごみ堆肥化	1,467
	集団回収	15,911
	店頭回収	362
	事業所の自主的減量	7,777
合 計		25,517

ウ 収集後の資源化量

区 分	資源化量 (単位 t / 年)	区 分	資源化量 (単位 t / 年)
空き缶	865	飲料用紙パッ ク	118
ガラスびん	2,482	発泡スチロー ル製食品トレイ	1
ペットボトル	547	乾電池・蛍光 灯	4
プラスチック 製容器包装	4,000	施設での回収 金属類等	2,695

町内清掃草木	1,000	生ごみ (衛生 浄化センター)	124
資源回収作業 所	1,981	合計	13,817

② 収集・運搬計画 区域 奈良市全域 (369,268人)
ア 収集運搬する廃棄物の量 (推計) (単位: t)

種類	市収集		許可 業者	一般 持込	計
	直営	委託			
燃やせる ごみ	46,849	5,063	37,988	9,024	98,924
燃やせない ごみ	2,661	494	1,983	3,893	9,031
町内清掃 ごみ (不法投棄含 む)	1,740				1,740
大型ごみ	3,000	330			3,330
有害ごみ	3	1			4
プラスチ ック製容 器包装	5,085	415			5,500
再生資源	3,302	346		1,981	5,629
計	62,640	6,649	39,971	14,898	124,158

動物の死 体 (体)	2,200			200	2,400
---------------	-------	--	--	-----	-------

イ 収集運搬の主体

区分	種類	市	(株)清美公社	許可業者
家庭系	ごみ	○	○	
	資源	○	○	
事業系	ごみ			○
	資源			○

※許可業者は奈良市一般廃棄物 (ごみ) の処理業の許可
指針に掲げる業者とする。

ウ 収集の方法

市が行う定期収集のものについては、ステーショ
ン方式及び各戸収集によるものとし、今後も引き
続きステーション方式の推進を図る。

③ 中間処理計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める
廃棄物 (推計) を中間処理する。

ア 焼却施設

所 在 地	奈良市左京五丁目 2 番地		
名 称	奈良市環境清美工場		
形 式	全連続燃焼式		
処 理 能 力	480 t ／24H		
操 業 形 態	直 営		
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、破碎可燃ごみ及び動物の死体		
処 理 量	燃やせるごみ	99,924 t	
	破碎可燃ごみ	6,442 t	
	合 計	106,366 t	
	動 物 の 死 体	2,400体	
残 渣 量	15,387 t		
残渣処分先	南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 緊急時一般廃棄物最終処分場 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場		

イ 破碎施設

所在地	奈良市左京五丁目2番地		
名称	粗大ごみ処理施設		
形式	横軸スイングハンマー		
処理能力	100 t / 5 H		
操業形態	直営		
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ及び大型ごみ		
処理量	12,316 t		
残渣量	3,093 t		
残渣処分先	南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 緊急時一般廃棄物最終処分場 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場		

ウ 空き缶資源化施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地		
名称	空き缶選別作業所		
形式	機械選別及び圧縮		
処理能力	9.2 t / 5 H		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	空き缶		
処理量	865 t		

エ ペットボトル資源化施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地		
名称	ペットボトル圧縮梱包作業所		
形式	圧縮及び梱包		
処理能力	3.5 t / 5 H		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	ペットボトル		
処理量	547 t		

オ 有害ごみ資源化施設

所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1		
名称	野村興産株式会社		
処理方法	焙焼処理・水銀回収等		
処理能力	60 t / 日		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等		
処理量	4 t		

カ 草木（剪定・枝木）資源化施設

所在地	奈良市内		
名称	草木（剪定・枝木）資源化施設		
処理方法	チップ化等		
処理能力	5 t / 日		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	草木（剪定・枝木）		
処理量	1,000 t		

キ プラスチック製容器包装再商品化事業者施設

所在地	北九州市戸畑区飛幡1番1号	広島県福山市箕沖町115番1
名称	新日本製鐵(株)	J F E 環境(株)
処理方法	コークス炉化学原料化法	高炉原料化システム
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装	
合計処理量	4,000t	

④ 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物（推計）を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場（第2工区）

所 在 地	奈良市米谷町1857番地 他
敷 地 面 積	82,920 m ²
埋 立 面 積	59,000 m ²
埋 立 容 量	819,610 m ³
残余埋立容量	704,005 m ³ (平成21年 2 月末現在)
操 業 形 態	直 営
埋 立 対 象	焼却灰、破碎不燃物、土砂及びガレキ
処 分 量	13,087 t

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

所 在 地	奈良市奈良阪町1325番地 他
敷 地 面 積	46,611 m ²
埋 立 面 積	27,400 m ²
埋 立 容 量	261,976 m ³
残余埋立容量	783 m ³ (平成21年 2 月末現在)
操 業 形 態	直 営
埋 立 対 象	焼却灰、破碎不燃物、土砂及びガレキ
処 分 量	482 t

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

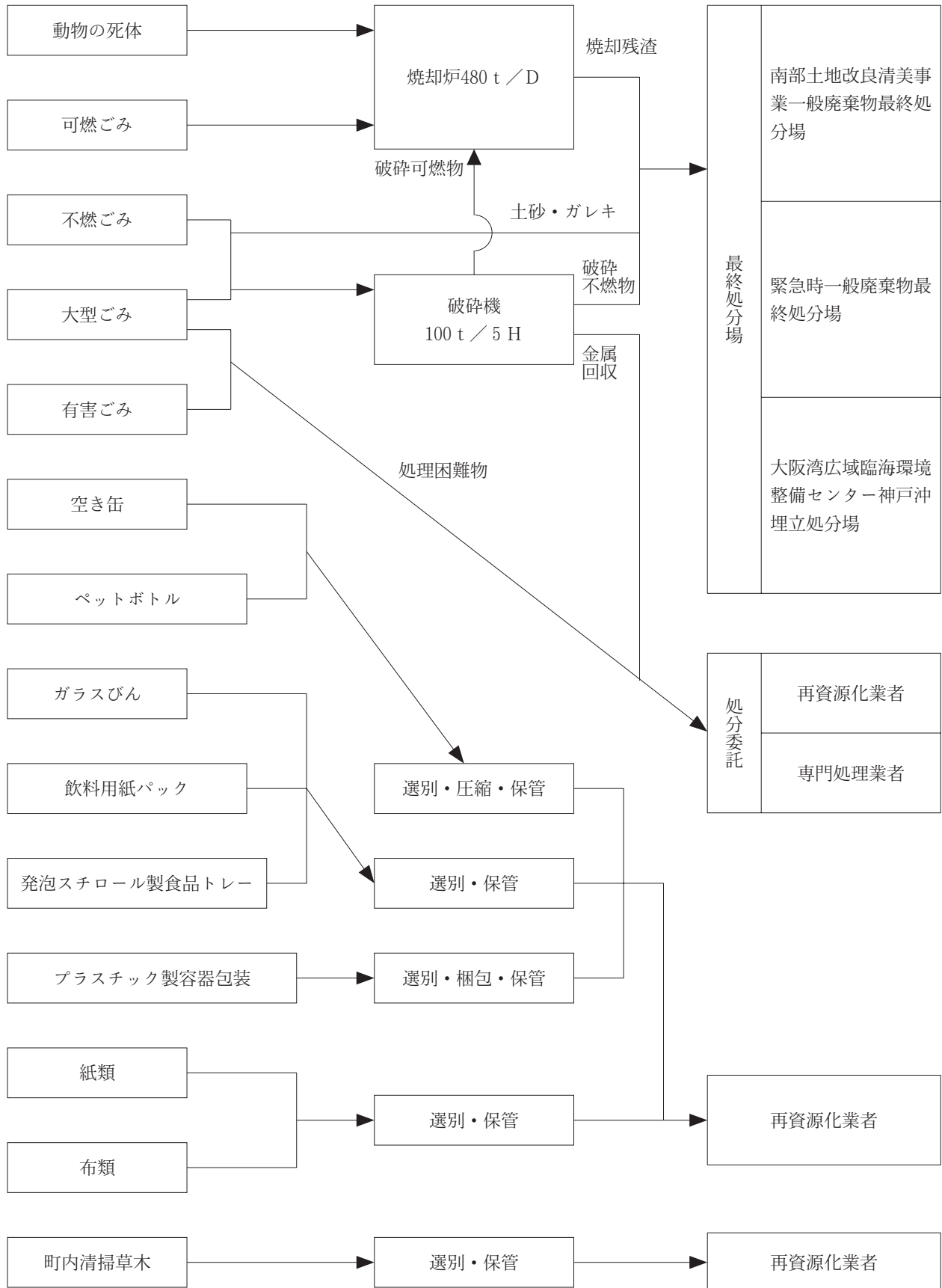
所 在 地	神戸市東灘区向洋町地先
処分場面積	88ha
埋 立 容 量	1,500万 m ³
埋 立 対 象	ばいじん・焼却灰・不燃物
処 分 量	5,700 t
埋 立 計 画	委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入

⑤ ごみ処理体系

収集運搬

中間処理

最終処分



⑥ その他

市が収集しない一般廃棄物

区分	品 目	処理方法
排出禁止物	(ア) 有害な物（薬品類、農薬、劇薬等） (イ) 危険性のある物（消火器、バッテリー等） (ウ) 引火性のある物（ガソリン、灯油、プロパンガス等） (エ) ニカド、リチウム、ボタン電池、鉛蓄電池 (オ) 特別管理一般廃棄物に指定されている物 P C B 含有物、感染性廃棄物（家庭や医療関係機関等から排出される医療廃棄物） (カ) その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生じる物（農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、タイヤ、ホイール、スプリング入りマットレス、等）	排出者自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、購入した店に引取りを依頼すること
	(キ) パーソナルコンピューター、原動機付き自転車	排出者自らが製造業者等に処分を依頼し資源化を図ること
特定家庭用機器等	テレビジョン受信機・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気洗濯機・衣類乾燥機・エアコンディショナー	購入した小売店、又は買い換えの場合購入する小売業者へ引取りを依頼するか、若しくは自ら指定引き取り場所へ搬入するか、家電引き取り協力店に引取りを依頼し資源化を図ること
一時多量ごみ	引越し等、臨時に出る多量ごみ	市の施設へ自己搬入するか、又は一般廃棄物収集運搬業者に処理を依頼すること

(2) し尿・汚泥（汲み取るべきし尿、浄化槽から発生する汚泥をいう）処理実施計画

① 収集運搬計画（推計）

ア し尿

おおむね月 1 回、市の委託した業者により収集する。

汲み取り戸数 3,171戸

汲み取り人口 8,449人

計画収集量 8,296kl

イ 浄化槽汚泥（ディスポーザー汚泥含む）

排出者の申し込みにより、市の許可した業者により随時収集する。

浄化槽設置基数 14,720基

浄化槽人口 49,247人

計画収集量 24,596kl

② 中間処理計画（処理量、残渣量及び堆肥化量は推計）

奈良市衛生浄化センター

所 在 地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処 理 方 法	膜分離高負荷脱窒素処理方式及びメタン発酵・堆肥化（焼却）
処 理 能 力	90kl／日 生ごみ3.4 t／日
操 業 形 態	委 託
処理する廃棄物の種類	し尿・浄化槽汚泥・ディスポーザー汚泥及び生ごみ
処 理 量	し 尿 7,296kl
	浄化槽汚泥（ディスポーザー汚泥含む） 20,896kl
	合 計 28,192kl
	生 ご み 124 t
残 渣 量	160 t
堆 肥 化 量	220 t
残渣処分先	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

山辺環境衛生組合 山辺衛生センター

所 在 地	奈良県山辺郡山添村大字遅瀬2384番地
処 理 方 法	高濃度二段活性汚泥法＋高度処理
処 理 能 力	20kl／日
操 業 形 態	一部事務組合
処理する廃棄物の種類	し尿・浄化槽汚泥・ディスポーザー汚泥
処 理 量	し尿 1,000kl
	浄化槽汚泥（ディスポーザー汚泥含む） 3,700kl
	合計 4,700kl
堆 肥 化 量	汚泥炭化肥料20 t（山添村分含む）

③ 最終処分計画（処分量は推計）

大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

所 在 地	神戸市東灘区向洋町地先
処分場面積	88ha
埋 立 容 量	1,500万 m ³
埋 立 対 象	焼却灰
処 分 量	160 t
埋 立 計 画	委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入した後、同センターにより埋立処分される。

④ 市民等に対する広報・啓発活動

浄化槽清掃業許可業者を奈良市ホームページに掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業所への啓発活動を行う。

一般廃棄物の処理業の許可指針

(平成21年 4 月)

地球規模の環境への認識が高まる中、今日の環境問題に対して適切に対処するため、環境基本法をはじめとする基本法制が整備され、その基本理念にのっとり、各個所のリサイクル関連法が制定されてきました。環境をとりまく問題が複雑な情勢になっていく一方、奈良市内の大型店舗が次々に倒産し、奈良市内における事業所数も減少傾向にあります。このような情勢の中で、奈良市における一般廃棄物収集運搬業許可業者数が急激に増加し、一般廃棄物における事業系廃棄物の占める量が50%近くに達している状況に鑑み、循環型地域社会形成を目指す奈良市のごみの適正処理確保の観点から、奈良市一般廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）において、事業系ごみの民間による処理について、収集運搬業及び処分業の許可に係る方針を次のとおり定める。

なお、一般廃棄物の処理業の許可指針（平成14年 4 月）・（平成14年奈良市告示第178号）は廃止する。

事業系ごみ

(1) 収集運搬業

① 廃棄物のリサイクルを主とした処分業と併せて収集運搬業を行う場合で、適正に処理することが確実にある場合には許可する。

② ①以外の目的でごみの収集運搬業を行う場合は、次の各号の条件をすべて満たす場合に許可する。ただし、既存の収集運搬業者にあつては、イ、ロは適用しない。

イ 収集するごみは、ごみの排出量（資源化物を除く。）が月平均30 t 以上の見込みのある事業用大規模建築物（奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 4 条に規定する建築物をいう。）から排出されるものであること。

ロ 収集運搬するごみの量は、1 か月あたり300 t 以上見込まれること。

③ ①及び②によって許可を受けた業者が収集運搬するごみ以外のごみについては、既存の許可業者によ

る収集運搬が困難となっていないため、新たな法令等の整備により必要が生じた場合及びごみの種類を限定する場合を除き、既存の許可業者に収集運搬させることとし、新規の業者については許可しない。

(2) 処分業・再生利用個別指定業

① 廃棄物のリサイクルを主とした処分業及び再生利用個別指定業を営む場合で、適正に処理することが確実にある場合には、ごみの種類を限定して許可する。ただし、食品廃棄物のリサイクルを主とした処分業及び再生利用個別指定業の許可については、廃棄物処理法第 8 条第 1 項による施設の設置許可を受けていることとする。

② ①以外の目的によるごみの処分は、市の処理施設において、適正処理の遂行が困難となっていないため、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、新規の業者については許可しない。

(3) 適用除外

次に掲げる許可申請が行われた場合は、新規許可を認めないという上記の事項の例外として新規許可を認める。

① 個人の収集運搬業許可及び処分業許可を許可者が代表取締役の法人にする場合

② 収集運搬業許可及び処分業許可の許可者が死亡した場合で法定相続人が申請を行う場合

③ 収集運搬業許可及び処分業許可の許可者が高齢又は疾病等により業を継続できない場合で、親族（配偶者又は 2 親等以内に限る）に事業を承継する場合

④ 法人の合併の場合で既存許可業者の代表者が新法人の代表となる場合

(平成21年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第157号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成21年 4 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴収事務
奈良市大安寺西三丁目10番21号 株式会社 奈良市清美公社 代表取締役 葛 原 克 己	奈良市一般廃棄物処理手数料（し尿）

2 委託の期間

平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日まで

(平成21年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第158号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成21年 4 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市高畑町1116番地の 6 社団法人 奈良県獣医師会 会長 宗 武司	狂犬病予防注射済票交付 手数料

2 委託の期間

平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日まで
(平成21年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第159号

自動車臨時運行許可番号標番号を失効したので告示します。

平成21年 4 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

失効する番号は別紙のとおり

別紙

自動車臨時運行 許可番号標番号	失 効 年月日	許可を受けた者の 住所・氏名	許 可 年月日
奈良 2246	平成21年 4 月 1 日	省略	平成19年 4 月26日
奈良 2194	平成21年 4 月 1 日	省略	平成19年 5 月 1 日
奈良 2168	平成21年 4 月 1 日	省略	平成19年 5 月16日
奈良 2243	平成21年 4 月 1 日	省略	平成19年 5 月21日
奈良 2275	平成21年 4 月 1 日	省略	平成19年 7 月10日
奈良 2346	平成21年 4 月 1 日	省略	平成19年 8 月 7 日
奈良 2257	平成21年 4 月 1 日	省略	平成19年 8 月17日
奈良 2228	平成21年 4 月 1 日	省略	平成19年 10月10日
奈良 2329	平成21年 4 月 1 日	省略	平成20年 1 月 7 日
奈良 2274	平成21年 4 月 1 日	省略	平成19年 9 月25日
奈良 2255	平成21年 4 月 1 日	省略	平成19年 12月14日
奈良 2244	平成21年 4 月 1 日	省略	平成20年 4 月23日

(平成21年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第160号

奈良市防災協力事業所登録制度要綱の一部を改正する告

示を次のように定める。

平成21年 4 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市防災協力事業所登録制度要綱の一部を改正する告示

奈良市防災協力事業所登録制度要綱（平成20年奈良市告示第488号）の一部を次のように改正する。

第11条中「危機管理課」を「市民安全課」に改める。

附 則

この告示は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(平成21年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第161号

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第 3 項の平成20年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第 4 項の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表します。

平成21年 4 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

名称	位置	床面積 (㎡)	住 宅 番号等	近傍同 種の住 宅の家 賃 (円)	利便性 係 数
第10号 市営住 宅	奈良市古 市町	75.0	139－140	85,100	0.7288
第11号 市営住 宅	奈良市杏 町	75.0	64－65	79,700	0.7044

(平成21年 4 月 1 日揭示済)

奈良市告示第162号

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第 3 項の平成21年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第 4 項の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表します。

平成21年 4 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

名称	位置	床面積 (㎡)	住 宅 番号等	近傍同 種の住 宅の家 賃 (円)	利便性 係 数
第10号 市営住 宅	奈良市古 市町	75.0	139－140	87,900	0.7270
第11号 市営住 宅	奈良市杏 町	75.0	64－65	82,000	0.7059

(平成21年 4 月 1 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示します。

平成21年4月1日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

収 納 事 務	水道料金及び下水道使用料
委託者	東京都港区六本木1-8-7 アーク八木ヒルズ 株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン 代表取締役 相澤 利彦 愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号 株式会社ココストア 代表取締役社長 盛田 宏 東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサースチェーン株式会社 代表取締役 藤田 秀一 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 株式会社サークルKサンクス 代表取締役 中村 元彦 神奈川県横浜市中区日本大通17番地 株式会社スリーエフ 代表取締役 中居 勝利 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 株式会社セイコーマート 代表取締役社長 丸谷 智保 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 山口 俊郎 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 株式会社デイリーヤマザキ 代表取締役社長 田嶋 誠 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 上田 準二 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポブラ 代表取締役社長 目黒 真司 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地 ミニストップ株式会社 代表取締役社長 阿部 信行 東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン 代表取締役社長 C E O 新浪 剛史

(平成21年4月1日揭示済)

奈良市水道局告示第8号

奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年4月1日

奈良市水道事業管理者

福 村 圭 司

奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示

奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会要綱（昭和61年奈良市水道局告示第9号）の一部を次のように改正する。
第3条第5項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 技術部技監

(4) 業務部次長

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(平成21年4月1日揭示済)